

## 高浜原発3・4号再稼働と原発事故の防災・避難計画に関する質問・要望書

米防危第479号  
平成27年8月3日

避難計画を案ずる関西連絡会

米原市長 平尾道雄

高浜原発3・4号再稼働と原発事故の防災・避難計画に関する質問・要望に対する回答について

平成27年(2015年)7月29日付けで提出いただきました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

### 記

米原市長 平尾道雄 様

日頃、米原市民の安全のために、さらには琵琶湖の水の安全確保等原発再稼働の問題についても積極的なご発言や取り組み、ありがとうございます。

米原市を含む京都府、滋賀県の5市町は、6月19日、「原子力災害対策指針(改定)に対する意見」を原子力規制委員会等に提出されました。意見書で述べられている通り、今回の改定は、UPZ圏外自治体の原子力防災・避難計画を不要としており、住民の安全を守るものとはなっていません。

それにもかかわらず、原子力規制委員会は基準適合性審査に合格しても、大事故が起こる可能性は否定できないと公言し、避難計画の責任は地方に丸投げしています。そうして、国と電力会社は審査合格した原発を次々と再稼働させようとしています。川内原発においては、火山リスクについて専門家が危険性や審査基準の不備を指摘していますが、それらも無視して再稼働が強引に進められようとしています。

関西電力は、高浜原発3・4号、大飯原発3・4号の再稼働の準備を進め、老朽化した高浜原発1・2号についても運転延長を求めるなど原発推進の動きを強めています。先の株主総会で、関電社長は原発の新增設が必要とまで述べています。

他方で、4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号運転差し止め仮処分決定[資料1]では、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ、「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」と断じています。さらに、これらについて、新規制基準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」「新規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

このような状況を踏まえ、米原市として、高浜3・4号の再稼働に反対するとともに、原発の

安全性や原子力規制を検証する専門家による第三者機関の設置を、滋賀県や関西広域連合に求めてください。以下の質問と要望に答えてください。

## 質問事項への回答

### 【質問事項】

1. 「原子力災害対策指針（改定）に対する意見」（以下「意見書」）について

（1）意見書に対し、規制委員会・規制庁はどのような回答を示しましたか。

回答：7月10日（金）の訪問において、「原子力規制庁側の説明として、原子力防災対策指針は、専門的、技術的な事項を定めるもので、決してUPZ外の自治体の独自の取組を否定するものではなく、また国がどのように支援していくかといった政策的な判断に係る事項を書いているものではない。国の支援については、内閣府の原子力防災担当が窓口となることからその旨伝える。」といった回答がされています。

（2）意見書では「『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述をぜひ追加すべきである」としています。これが実現されない限り、高浜3・4号の再稼働は認められないという立場ですか。

回答：核燃料（使用済核燃料を含む。）が近隣施設にある限り災害等に備える必要があり、そのために支援を求めているものです。施設が廃炉となり核燃料が安全に処理されるまでは、対策が必要と考えています。

2. 地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度について

政府は、原発事故時に住民の避難誘導や物資の輸送などにあたる地方自治体職員やバス運転手らの被ばく線量の上限を、現行の年1mSvから引き上げる方針を決めました。7月6日には国の検討会（オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会）が開催され、新しい基準の検討が開始されています。鹿児島県のバス会社は「1mSvが引き上げられるなら、協力するかどうかゼロベースで見直す」と話しています（6月30日付毎日新聞〔資料2〕）。

7月1日には、大津市にて、滋賀県バス協会のバス運転手らに対し、原子力防災に関する国の研修会が行われています。

（1）地方自治体職員やバス運転手等の健康や安全を確保するために、年1mSvの被ばく線量限度は守られるべきではないですか。

回答：できる限り被ばく線量を低く抑えることが良いことは事実ですが、新しい基準については、国の決定を見守る立場にあると考えます。検討されている新基準の数値については、絶対的な安全性に基づいた根拠のある数値とすべきで、国はその根拠を説明する責任があると考えます。

### 3．自然災害と原発事故の複合災害及び孤立集落の問題について

内閣府が昨年実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（第2回）」（2014年10月22日）では、全国の原発の約30km圏内で、自然災害により孤立する集落は2,318もあり、その内約8割の集落ではヘリコプターを使用できません。若狭の原発から約30km圏内の福井県・京都府・滋賀県の孤立集落は625集落もあり、ヘリが使用できない集落は504集落にも及びます（5月25日付毎日新聞〔資料3〕）。

米原市内では、土砂災害等により孤立する集落は12ヶ所あります（上丹生／河内／小泉／大久保／甲津原／曲谷／甲賀／吉槻／上板並／下板並／枝折／下丹生）。

近年の地震、豪雨・土砂災害等の頻発と深刻さを考慮すれば、原発事故と同時にこれら自然災害が起こる複合災害となれば、孤立集落は避難さえできなくなります。避難できなければ、被ばくは避けられません。

（1）住民の安全を第一に考えれば、避難できない孤立集落がある以上、原発の再稼働は認められないのではないですか。

回答：本市の地理的要因として、再稼働への反対や原子力施設の廃炉を求める理由の一つとなり得ると考えています。

### 4．国の規制基準や原発の安全性を検証するために

（1）福井地裁の仮処分決定は、国の規制基準が緩やかすぎると厳しく批判しています。これを踏まえて、国任せではなく、原発の「被害地元」である関西でも、国の規制基準や原発の安全性を検証するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないでしょうか。米原市として、滋賀県や関西広域連合に設置するよう求めています。

回答：滋賀県では、平成26年5月に原子力防災対策に専門的な見地からの意見や助言を行う専門会議を設置しています。また、県内各市町との情報共有や諸課題を協議する場所として県原子力安全対策連絡協議会が設置されています。本市においても市の原子力防災対策を進める上で、積極的に利用したいと考えています。

#### 要望事項への回答

#### 【要 望 事 項】

1．「原子力災害対策指針(改定)に対する意見」における要求事項、原子力災害対策指針への「『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述」の追加が実現されない限り、高浜原発3・4号の再稼働には反対であると表明してください。

回答：再稼働に反対するだけでなく、原子力エネルギーに代わる持続可能なエネルギーへの移行と原子力施設の廃炉を訴えて行きます。

- 2．原発事故時に避難誘導や物資の輸送などにあたる地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度の引き上げに反対してください。

回答：核燃料が近隣にある限り原子力事故への備えは必要であり、事故に対応する職員等に対する安全確保の面において、不安を払拭できる根拠ある基準は必要と考えます。また、この基準は、国が数値的な根拠を示し、誰もが認めるものでなければいけないと考えます。そのためには、職員をはじめ市民が、正しい知識と認識を持つ必要があると考えます。

- 3 避難できない孤立集落の問題がある以上、原発の再稼働は認められないと表明してください。

回答：前の3の(1)での回答と同じ

- 4．原発の規制基準や安全性について検証・検討するために、滋賀県、関西広域連合に対し、独自に第三者の専門家による委員会を設置するよう求めてください。

回答：前の4の(1)で回答しているとおり、県においては、専門会議が設置されています。また、関西広域連合に対してもあらゆる機会を利用して設置を求めて行きます。

- 5．福井地裁の高浜原発3・4号運転差し止め仮処分決定を尊重し、高浜3・4号の再稼働は認められないと表明してください

回答：前の1の(2)での回答と同じ

2015年7月29日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 /

脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会)

この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952